

市街化調整区域に土地をお持ちの皆様へのお知らせ

「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例」の改正予定について

国の法律改正に伴い、「松江市開発行為等の許可の基準に関する条例（以下『緩和条例』という）」を改正する必要が生じたため、松江市は、緩和条例を改正する予定です。

1. 緩和条例とは

○松江市では、都市計画法に基づき市街化調整区域内に、緩和条例で例外的に開発を容認する『緩和区域』を指定しています。

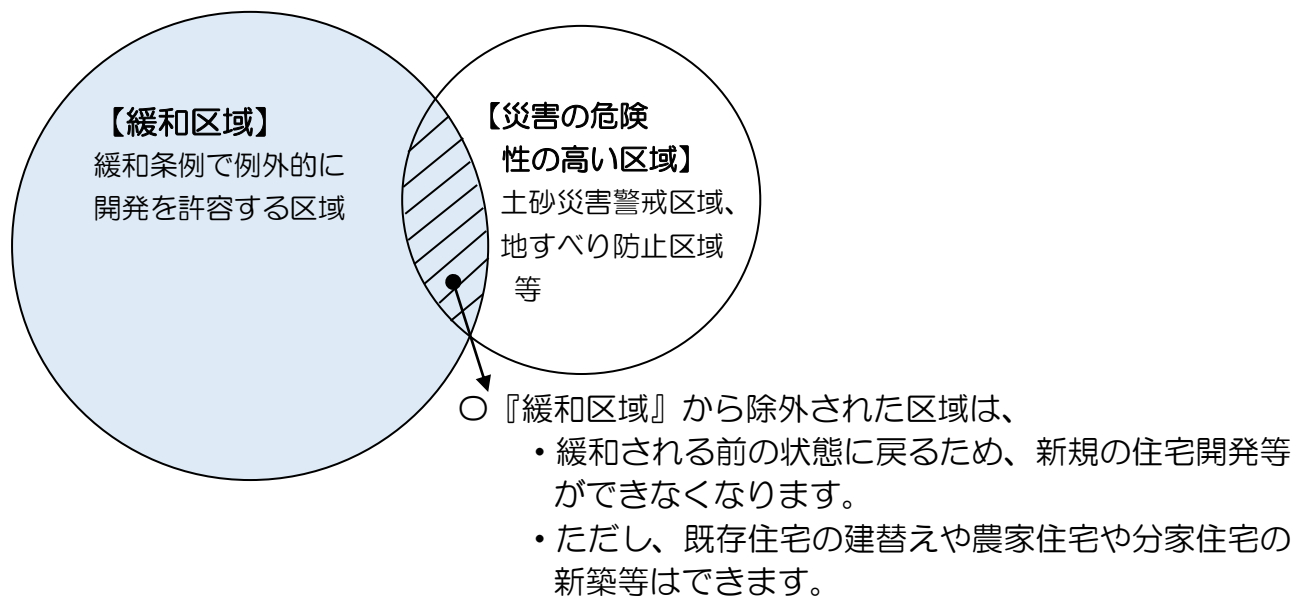
2. 条例改正の要因

○国は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法に基づく開発許可制度を次のように見直す予定です。（令和4年4月1日施行）
⇒ 『緩和区域』から「災害の危険性の高い区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水ハザードエリア）」を除外するよう規定。
これにより、緩和条例を改正する必要が生じました。

3. 緩和条例改正の適用開始日

○令和4年4月1日（予定）です。

4. 改正後のイメージ図



5. 今後の予定

- 令和3年10月頃：除外の対象となる区域を市のホームページ等でお知らせします。
- 令和3年11月議会：緩和条例の改正について市議会に提案します。
- 令和4年1月～3月：関係する地区の皆様への説明会を予定しています。
- 令和4年4月1日～：改正後の緩和条例が適用されます。

【問い合わせ先】

松江市歴史まちづくり部都市政策課 内藤・安田
〒690-8540 松江市末次町 86 番地
電話 0852-55-5374 / FAX 0852-55-5552
Email t-plan@city.matsue.lg.jp